

1. 基本情報

- (1) 国名：ミャンマー連邦共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship）
- (4) 計画の要約：本計画は、ミャンマー政府の中核において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

(1) 本計画を実施する外交的意義

2011年の民政移管以降、両国の協力は活発化。我が国は、ミャンマーの民主化・国民和解、持続的発展に向けて、急速に進む同国の幅広い分野における改革努力を後押しするため、引き続き改革努力の進捗を見守りつつ、民主化・国民和解、経済改革の配当を広範な国民が実感できるよう継続的に支援を実施。

政権中枢で将来活躍が見込まれる若手行政官の人材育成を支援することは、我が国の主要外交政策である「自由で開かれたアジア大洋州」の目指す「法の支配」（ガバナンス能力強化）や「経済的繁栄の追求」（人的連結性）に合致するものである。

(2) 当該国における中核人材育成の現状・課題及び本計画の位置付け

当該国においては、各開発課題を取扱う政府機関・関連省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。従って、いずれの開発課題においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、「人材育成奨学計画」が取り組む中核となる行政官等の育成が期待されている。また、2017年に「公務員改革戦略行動計画（2017-2020）」が策定され、行政組織における人材の能力強化を重要課題と位置付け、2018年9月に発表された「ミャンマー持続可能な開発計画（2018-2030）」においても、政府組織の能力強化が必要であり、行政サービスの近代化や行政官の育成への投資が重要とされている。

対ミャンマー連邦共和国経済協力方針（2012年4月）では、ミャンマーの民主化及び国民和解、持続的発展に向けて、急速に進む同国の幅広い分野における改革努力を後押しするため、「国民の生活向上のための支援」、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」、「持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援」を重点分野として定めている。本計画はこれら方針に合致する。また、2016年11月の安倍総理大臣とアウン・サン・スー・チー国家最高顧問との会談において発表した「日本・ミャンマー協力プログラム」において、「産業政策をはじめ国の開発政策を担う行政官に、日本の行政組織の知見を共有し、専門性を有し、かつ現場の実情を踏まえ

た政策立案・実施の実現にむけて協力する。」と表明されており、本件計画は同協力プログラムの方針にも合致する。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

ア) 実施内容：1期あたり最大48名（修士課程44名、博士課程4名）、計4期分について若手行政官等の本邦大学院への留学に必要な経費を支援する。また、協力準備調査では4期分の計画を策定し、戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。また、「民主化」「経済改革」「国民和解」を推進する上で、国の開発政策の立案・実施において中核となる「公共政策・行政」及び「経済・経営」等の優先開発課題について協力準備調査で確認する。

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

- ・ 翌年度来日留学生の募集選考支援を行う。
- ・ 留学生の滞日に関し、来日準備、留学中のモニタリング、帰国準備等を行う。
- ・ 留学生への奨学金支援、大学への授業料等支払を行う。

ウ) 調達方法：協力準備調査の実施者を公示で選定し、原則として当該調査の実施者を本計画の実施代理機関としてJICAが推薦する予定。

② 期待される開発効果

- ・ 留学する学生数（修士176名、博士16名）
- ・ 本事業の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ 若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が強化される。
- ・ 留学生受入による、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化等に資する。

③ 計画実施機関／実施体制：教育省（Ministry of Education）

④ 他機関との連携・役割分担：特になし

⑤ 運営／維持管理体制：本計画の円滑な実施のために、当該国において調整委員会を設置する。調整委員会は、以下のとおり、当国政府関係者及び日本側関係者で構成し、主に次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を行う。
調整委員会の構成：教育省、投資・対外経済関係省、外務省、在ミャンマー日本国大使館、JICA ミャンマー事務所

(2) その他特記事項

- ・ 他の援助機関の対応：類似事業を実施する主なドナーとして、オーストラリア、中国（毎年短期500~600人、長期80人超）、インド、韓国等がある。
- ・ 環境社会配慮：本計画は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリCに分類される。
- ・ ジェンダー分類：GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）に該当し、協力準備調査にてジェンダー主流化ニーズを確認する。

4. 過去の類似案件の教訓と本計画への適用

ミャンマー向け無償資金協力「人材育成奨学計画」では、4期を通じて対象セクター及び募集対象機関を固定し事業を実施した結果、年度毎に決定していた従前の事業に比べ、開発課題に対して中長期的により整合した計画とすることができた。これを踏まえて本事業に関しても同様に計画する一方、ミャンマー政府側の要望やニーズ、または事業目的等を踏まえ、受入計画策定後も柔軟な運用が可能となるような計画を検討する。そのために、協力準備調査を実施し、中核人材育成分野の課題を明確にし、より適切な人材を多くの候補者から選出できるように適切な対象セクター及び募集対象機関を選定する。

以 上